

令和8年度 松山市立北条北中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月22日 改訂

【いじめをなくす合言葉】

優しさと 笑顔あふれる ふるさと 風早

【学校のいじめに対する基本認識】～「学び」「認め」「高め」合う北条北中学校生徒をめざして～

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、北条北中学校では、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを許さない集団になることを旨として、全ての教育活動でいじめの防止等のための対策を行う。教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学級でも、起こり得る」との認識を持つ。また、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、いじめの構造、いじめの早期発見・早期解決等に関する生徒の理解を深めることにより、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを放置したり、傍観したりすることがないようにする。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、不登校対策支援員、サポートルーム支援員

【家庭地域等】

PTA 役員
青少年健全育成委員
学校評議員
各公民館長

【外部専門家】

保護司会
弁護士
所轄警察署

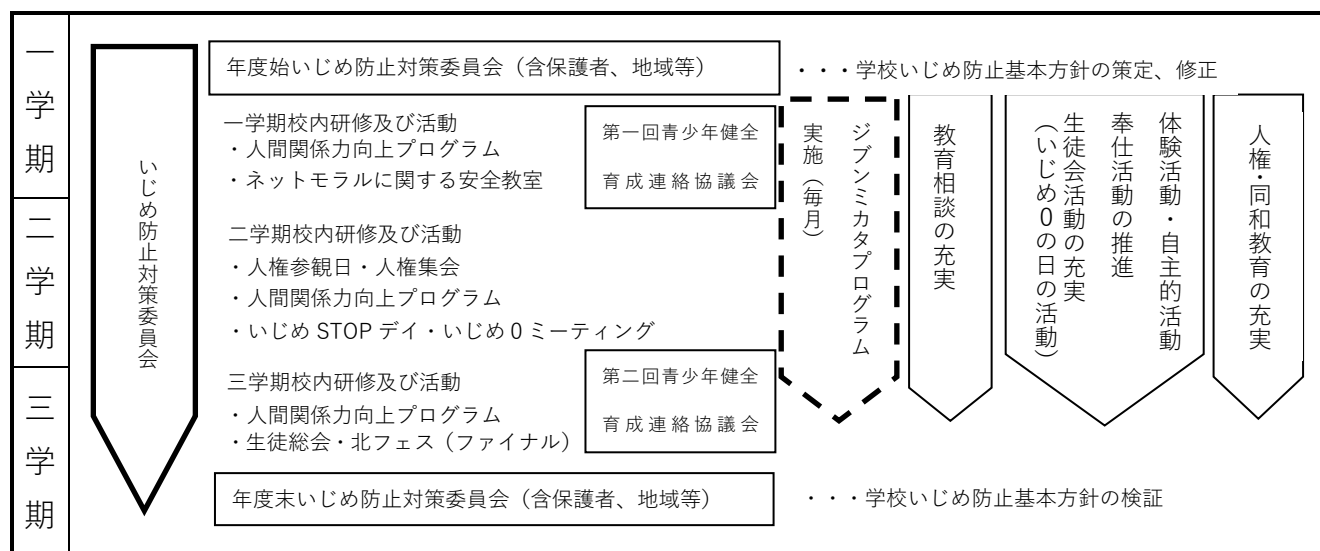
【関係機関】

松山市教育支援センター
県福祉総合支援センター
こども相談課
松山市教育委員会
医療機関
法務局、愛媛大学
フリースクール

【いじめ防止】

- ① いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、報告・連絡・相談を徹底して全校体制で指導に臨む。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を充実させ、いじめ問題に関する指導上の留意点について、教職員間の共通理解を図るとともに、いじめ問題に関する研修会等に積極的に参加し、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 全ての教育活動を通して、生徒一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重する心」を育む指導に努める。同時に、いじめに関する正確な知識を持ち、その知識を基に正しく行動できる生徒の育成に努める。さらに、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめられている生徒やいじめについて訴え出た生徒は、学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から教職員が言葉と態度で示す。
- ④ 体験活動や自主的活動、奉仕活動などを積極的に推進し「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など、人間関係や生活経験を豊かなものにするよう努める。また、生徒会組織として設置している『人権・環境委員会』の活動を充実させ、全校で人権意識を高める活動を実施し、全ての生徒が互いに認め合い、支え合う、温かい人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- ⑤ 学校として、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さず、阻止するという強い意識と、いじめの早期発見、早期解決ができる力を身に付けた生徒集団の育成を図り、「いじめを許さない学級・学年・学校づくり」を進める。
- ⑥ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ防止対策委員会を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、年度始めには、いじめ問題に対する学校の方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒のささいな変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できるように工夫する。（報告・連絡・相談の充実）
- ② 毎月末『ジブンミカタプログラム』（アンケート）を実施するとともに、教育相談や日記指導をしながら、日常の教育活動を通じて、生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。そして、平素から生徒の交友関係などの生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように努める。
- ③ 悩み相談や進路相談の充実を図り、いじめの早期発見につなげたり、スクールカウンセラー、不登校対策支援員、養護教諭、サポートルーム支援員等との連携により、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定したりする。
- ④ 周囲の目を気にして教師に直接相談を持ち掛けられない生徒や、いじめを発見した第三者からの通報などに「いじめ実態把握専用メール」を運用するなど、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 学校以外の相談窓口（「こども相談課」等）など、相談機関の周知をする。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、すぐに関係の生徒や保護者と関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者などと協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任等に速やかに報告・連絡し、その情報を共有する。一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」で相談した上で、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ 実態把握
指導に当たっては、当該生徒双方、周囲の生徒から個々に事情を聞き取り、関係教職員で情報を共有して全体像を把握し、指導体制、方針、役割分担を明確にする。指導方針の共通理解の下、生徒、保護者に対応し、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。
- ④ 生徒、保護者への指導
当該生徒から、状況や気持ちを十分に聞き取る。いじめられた生徒からは不安を取り除き、共感的に受け止める。いじめた生徒には、いじめは非人道的な行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。それぞれの保護者には、事実関係や相手の生徒や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制などを伝える。なお、生徒、保護者には、適切な方法で経過報告する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

⑤ 周囲の生徒への指導

当該生徒だけの問題にとどめることなく、学級及び学年、学校全体の問題として捉え、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。また、当該生徒相互のプライバシーに十分配慮した上で指導を進める。

⑥ 学級活動や道徳の時間による指導

いじめ問題は加害者と被害者だけの問題ではなく、周辺の「観衆」や「傍観者」の存在も大きな問題であることを自覚させ、いじめを止める、いじめを起こさせないといった正義感に関する指導を適切に行う。

年間指導計画の中に位置づけ、計画的・系統的に実施することとする。

⑦ インターネット利用によるいじめへの対応

教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。インターネット上の不適切な書き込みなどについては、所轄警察署に連絡をするとともに、直ちに削除をする措置をとる。

ア ネットいじめとは、インターネット接続機器（パソコン、タブレット端末、スマホ、ゲーム機など）で文字や画像を使い、

① 特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板などに送信する

② 特定の生徒になりすまし、社会的信用をおとしめる

③ 掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する

などであり、これらは犯罪行為である。

イ インターネット利用によるいじめの特徴

(ア) 加害者になりうる

インターネット上では、匿名での書き込みが可能である。そのため、軽い気持ちで誹謗中傷や悪口を書き込んでしまうことがある。

(イ) 被害が急速に拡大する

インターネット上の情報は、コピーして他の掲示板等へ投稿することができる。たくさんの掲示板等でコピーが行われると、情報を目にする人が爆発的に増加し、被害が広がってしまう。

(ウ) 回復が困難である

インターネットは、世界中のインターネット接続機器につながっている。そのため、原因となった掲示板等への書き込みを削除しても、他の掲示板等にコピーされている場合があり、これらを完全に消し去ることはほとんど不可能である。

ウ ネットいじめの予防

(ア) 保護者への啓発

○ 家庭のルールを決める。

- ・保護者の目の届く範囲で機器を使用すること
- ・1か月の利用時間や通信料を決めること
- ・他人を傷つけるような使い方をしないこと
- ・不審なメール等がきた場合は、速やかに保護者に報告すること

○ 子どもの行動を見守る。

○ フィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限サービス）を活用する。

(イ) 情報教育の充実

一人一台端末（タブレット）の活用ルールの徹底と技術・家庭科を中心に教育活動全体で行う情報モラル教育の充実

(ウ) ネット社会についての講話（情報モラル教室、非行防止教室等）の実施

エ ネットいじめへの対処

(ア) ネットいじめ・トラブルの把握

○ 被害者からの訴え

○ 閲覧者からの情報

○ ネットパトロール

(イ) 不当な書き込みへの対処

○ 状況の確認（ネット上のいじめ発見、生徒・保護者からの相談等）

↓

○ 状況の記録（アドレス確認、カメラ等による画面撮影と保存・印刷等）

↓

○ 管理者への連絡・削除依頼と削除メールの再確認、いじめへの対応、所轄警察署等への相談

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

⑧ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。

⑨ 重大事態への対処

学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑦の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校内に『いじめ調査委員会』を設け調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【生徒の皆さんへ伝えたいこと】

- いじめを受けている人、いじめられて困っている人が周囲にいると感じたときは、すぐに学校の先生、保護者、スクールカウンセラー、「いじめ相談ダイヤル24」相談窓口等、周囲の大人に勇気をもって相談しましょう。
- 「ネットを介したいじめやトラブルを防ぐためのまつやま子ども行動宣言2022」を守りましょう。
 - ・送る前に受け取る人の気持ちを考えよう
 - ・一人で抱え込まず、誰かに相談しよう
 - ・家族と使い方のルールを決めよう
- 一人一台端末（タブレット）を活用する場合は、「タブレット活用のルール」を必ず守りましょう。
 - ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動に関わることで以外での使用は認めません（写真や動画も含む）。
 - ・学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
 - ・休み時間や放課後に使うときは、先生が認めたこと以外での使用は認めません。
- インターネット端末機器（携帯電話等）やインターネットの利用は、保護者の管理・理解のもとで認められていることを十分に理解しましょう。

【ご家庭にしていきたいこと】

- 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。
- 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同歩調で取り組みましょう。
- けがや金品などの被害に遭ったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。
- いじめは絶対に許されない行為だという認識に立ち、我が子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。

※ いじめ防止対策推進法（H25.9.28）のいじめの定義の中に、心理的、物理的な影響を与える行為にインターネットを通じて行われるものも含むと付加され、保護者の責務についても定められていますので、適切な指導をお願いします。

※ 保護者に対して、その保護する青少年のインターネット利用を適切に管理する責務が法律で課されていますので、適切な指導をお願いします。特に、子どもがインターネットのルールやマナーを守って利用していることを、いつでも保護者が確認して証明できるようお願いします。

【地域の方に協力していただきたいこと】

- 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声掛けやあいさつをお願いします。
- いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡をお願いします。
- 地域の行事に積極的に参加するように指導していますので、生徒が参加した際にはご指導をよろしくお願いします。
- 子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもにとっての安らぎの場になるようお願いします。